

上田市塩田地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上田市	塩田地区 (別所集落、西塩田集落、中塩田集落、東塩田集落、富士山集落)	令和3年3月19日	

1 対象地区の現状 (ha)

①地区内の耕地面積	1,432.6
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	963.9
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	527.1
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	124.7
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.3
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	540.3
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>塩田地区では70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、別所集落では4.5ha、西塩田集落では42.5ha、中塩田集落では26.7ha、東塩田集落では30.1ha、富士山集落では20.9haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>別所集落の農地利用は、64.3haのうち、中心経営体13経営体が11.5haを担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>西塩田集落の農地利用は、367.0haのうち、中心経営体である44経営体(集落営農組織1団体を含む)が125.3haを担うほか、認定新規就農者の受け入れを促進することや、集落内の農業者を中心経営体として育成し、認定農業者の経営体を増やすことにより対応していく。</p>
<p>中塩田集落の農地利用は、371.9haのうち中心経営体である45経営体が123.3haを担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することや、集落内の農業者を中心経営体として育成し、認定農業者の経営体を増やすことにより対応していく。</p>

東塩田集落の農地利用は、340.0haのうち中心経営体である66経営体が156.6haを担うほか、集落内の農業者を中心経営体として育成し、認定農業者の経営体を増やすことにより対応していく。

富士山集落の農地利用は、289.5haのうち、中心経営体47経営体(集落営農組織3団体を含む)が96.0haを担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<農地の貸付け等の意向>

・貸付け等の意向が確認された農地は、2,481筆、1,534,964㎡となっている。

<農地中間管理機構の活用方針>

・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は積極的に、農地を機構に貸し付けていく。
 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めていく。

<基盤整備及び高収益経営に向けた取組方針>

・農業の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、小規模ほ場が多い地域において、農地の大区画化等の整備や、水田の汎用化に向けた基盤整備の検討を行う。
 ・米・麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い新規作物の導入や、6次産業化など経営の高収益化に向けた検討を行う。

<農地の集積・集約に向けた取組方針>

・中心経営体の農地が点在し、複数の経営体の農地が入り組んで存在しており、効率的な農地利用ができていない地域を中心に、より効率的に農地を利用していくため、農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約に取り組む。
 ・集団転作に向けて水系ごとのまとまりに留意した農地の集積・集約に取り組む。

<農業人材の確保に向けた取組方針>

・現在の集落営農組織を強化し、農業人材を確保する。
 ・地域の組織等と連携しながら人材を育成できるように支援を行うとともに、機械施設等導入補助事業の活用を図り、地域の中心経営体の増加に向けて取り組む。

<遊休荒廃地対策への取組方針>

・山間部や里山付近の農地を中心に遊休化を防止し、地目の変更も視野に入れた遊休荒廃農地の解消に取り組む。

農地の貸付け等の意向

	集落	貸付意向の農地	
		筆数	面積(㎡)
1	別所	278	143,462
2	西塩田	689	408,589
3	中塩田	405	280,514
4	富士山	559	378,934
5	東塩田	550	323,465
	計	2,481	1,534,964